

【別紙】

(下線部分は変更箇所を示しております。)

現行定款	変更案
<p>(新設)</p> <p>第13条～第33条 (条文省略)</p> <p>(新設)</p>	<p><u>(電子提供措置等)</u></p> <p><u>第13条 当社は、株主総会の招集に際し、株主総会参考書類等の内容である情報について、電子提供措置をとるものとする。</u></p> <p><u>2 当社は、電子提供措置をとる事項のうち法務省令で定めるものの全部または一部について、議決権の基準日までに書面交付請求した株主に対して交付する書面に記載しないことができる。</u></p> <p>第14条～第34条 (現行どおり)</p> <p><u>附則</u></p> <p><u>1. 第13条の変更は、会社法の一部を改正する法律(令和元年法律第70号)附則第1条ただし書きに規定する改正規定の施行の日である2022年9月1日(以下「施行日」という)から効力を生ずるものとする。</u></p> <p><u>2. 本附則は、施行日から6か月を経過した日または施行日から6か月以内の日を株主総会の日とする株主総会の日から3か月を経過した日のいずれか遅い日後にこれを削除する。</u></p>

以上